

(案)

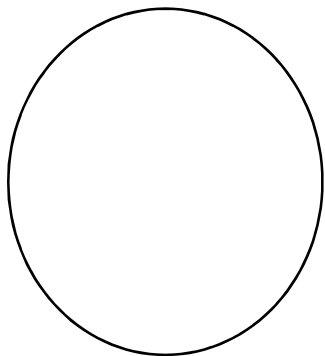
鈴鹿市地産地消推進計画



令和6年●月

鈴鹿市

鈴鹿市地産地消推進計画の策定に当たって



市長 あいさつ文

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画とSDGsとの整合	3

第2章 地産地消に関する現状と課題

1 鈴鹿市の農林水産業の概要と現状	4
2 地産地消に関する市民アンケートの結果	7
3 これまでの取組の結果	9
4 地産地消の課題	10

第3章 地産地消推進の施策と展開

1 消費者ニーズに対応した「すずか産」農林水産物の生産拡大・流通促進	11
2 安全・安心な「すずか産」農林水産物の生産・消費の推進	13
3 学校給食における「すずか産」農林水産物の活用促進	14
4 食育活動・食農教育の推進	15
5 「すずか産」農林水産物の情報提供・地産地消のPR	16
6 六次産業化の推進	18

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理	19
2 計画の推進体制	19
3 関係者の役割	20

参考

用語の解説	22
すずかの地産地消推進条例	23
鈴鹿市地産地消推進協議会委員名簿	26
鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク	27

第1章

計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画策定の趣旨

地産地消とは、地域で生産された農林水産物を、その地域内において消費する取組です。地産地消に取り組むことは、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図るとともに、消費者にとっては、生産者の顔が見え、また新鮮な農林水産物を購入することができるなど安心感が生まれます。一方、生産者は、地域の消費者ニーズを的確にとらえた効率的な生産を行うことができ、さらに輸送コストを削減できるなどのメリットがあります。

また、近年では気候変動の影響による大雨や短時間強雨の発生件数が増加しており、今後さらに大規模な水災害の発生が懸念される中、田んぼダム^{※1}をはじめとした農地の防災・減災機能が注目されています。さらに、大規模災害発生時には、地元で採れた農産物等が食料のひとつとして活用が見込めるなど地産地消を通じた本市農業の振興は、防災の面からもますます重要になると考えられます。

本市では、地産地消を積極的に推進するため、議員提案による「すずかの地産地消推進条例」が2011(平成23)年3月に制定され、この条例に基づき、2012(平成24)年3月に「鈴鹿市地産地消推進計画」を策定しました。その後、計画期間終了に伴い、これに続く計画を2017(平成29)年、2020(令和2)年に策定し、地産地消を推進するための施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

この度、2020(令和2)年に策定した計画が、2023(令和5)年度で計画期間が終了することから、前計画の基本的な6つの施策を踏襲しつつ、これまでの取組や市民アンケートの結果をふまえ、新たな計画を策定しました。

なお、地産地消の推進においては、SDGs^{※2}、みどりの食料システム戦略^{※3}、農業DX^{※4}などの考え方も取り入れて進めていきます。

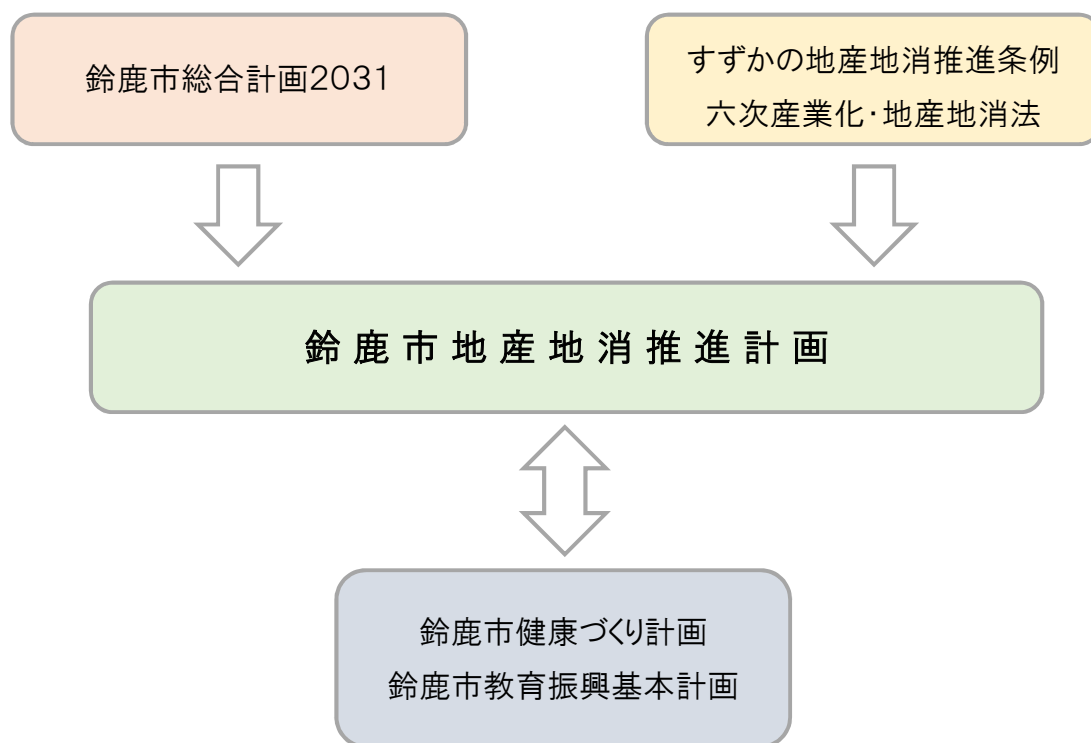


鈴鹿市地子町の水田地帯(通称:セントラルグリーン)

2 計画の位置付け

本計画は、「すずかの地産地消推進条例」第9条の規定に基づく「地産地消推進計画」であり、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資するための具体的な計画とするとともに、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」と位置付けます。

また、本市の上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」の推進プランとして位置付けるとともに、本市の関連計画との整合性を図ります。

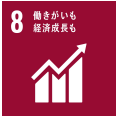


3 計画の期間

計画期間は、2024（令和6）年度から、「鈴鹿市総合計画2031」前期基本計画の満了となる2027（令和9）年度までの4年間とします。

SDGs の17の目標には、地産地消に関連のある目標が含まれており、本計画においても、SDGs の目標の達成を目指します。

地産地消に取り組むことは、運搬によって発生するCO₂の削減や、陸の資源・海洋資源を保護することにも繋がります。

	飢餓を ゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章

地産地消に関する現状と課題

Ⅰ 鈴鹿市の農林水産業の概要と現状

本市は、三重県の北中部にあり、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を臨み、広大な伊勢平野の中心部に位置し、市域の中央を鈴鹿川が流れています。本市の農業は、生産額、農業就業人口、経営面積など様々な指標で県下トップクラスを誇っています。特に農業産出額に占める茶・植木・養鶏の割合は、県内他市と比較しても極めて高く、多様な品目を有する総合産地を形成しています。



稲刈り



覆いをかぶせて栽培する茶畑

農業的土地利用は、鈴鹿川右岸の平坦な水田地帯と、左岸丘陵地の畑作地帯に大別されます。右岸の東・南部水田地帯は、海拔10m前後、コシヒカリを中心とした早場米産地で、特に南部の中ノ川流域では良質米が生産され高い評価を得ています。左岸の西部畑作地帯は、海拔50m～150mの丘陵地で、茶・植木・野菜や養鶏をはじめとする畜産の産地です。

また、水産業では、栄養源豊かな木曾三川が流れ込む伊勢湾の恵みを受け、一年を通して様々な水産物が水揚げされています。しかし、近年、地球温暖化などの気候変動による、伊勢湾内の著しい環境変化等の影響により、コウナゴの個体減少が進み禁漁が続いています。その中で、鈴鹿市漁業協同組合では、限られた水産資源を維持するために、漁獲する量や期間の制限を行うとともに、アサリの稚貝、ガザミ(ワタリガニ)などの種苗の放流や、水産資源の増加を目的とした海底耕うん^{※5}など漁場改良を行っています。

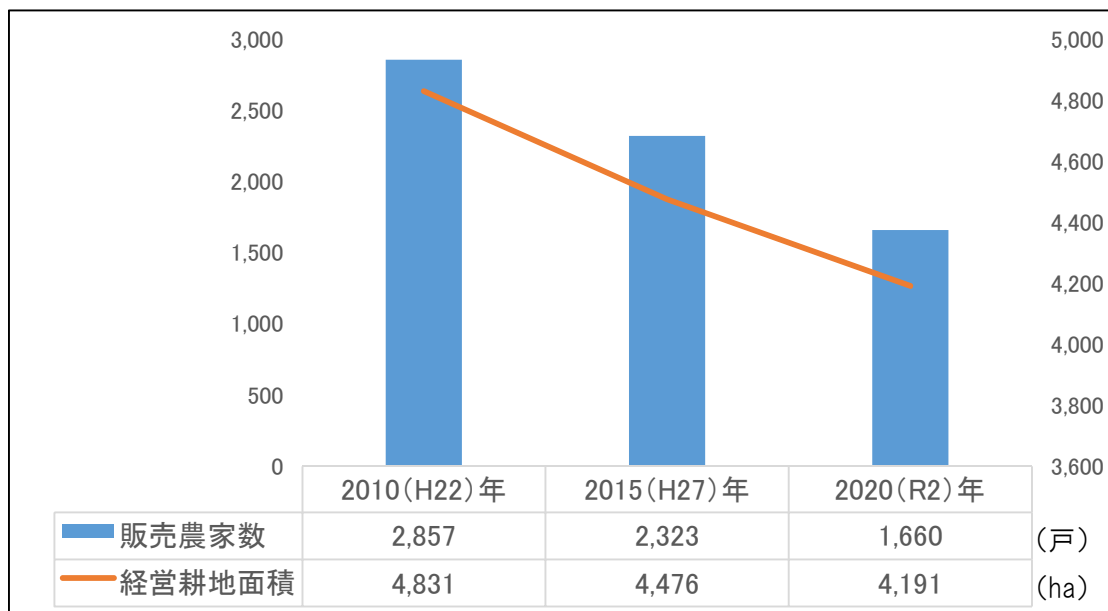


鈴鹿漁港

(1) 農業に関する現状

本市の農業の生産体制は、販売農家※⁶数、経営耕地面積ともに大幅に減少しています。一方、作物別の作付面積は、稲の作付けが大半を占めていますが、生産調整の影響で稲が減少し、麦類や豆類の面積が増加しています。

販売農家数と経営耕地面積



資料: 農林業センサス

販売目的で作付けした作物の作付面積

単位: ha

	2010(H22)年	2015(H27)年	2020(R2)年
稲	2,088	2,107	1,929
麦類	417	419	663
いも類	5	12	9
豆類	184	249	378
工芸農作物(茶ほか)	602	551	529
野菜類	127	134	134
花き類	458	396	270
その他作物	36	104	141

資料: 農林業センサス



ミニトマト



茶

(2)水産業に関する現状

本市の漁獲量は、稚貝の放流や海底耕うんの成果により、アサリの漁獲量が大幅に増加しています。また、コウナゴについては2016(平成28)年以降、禁漁が続いています。

■主な魚種別の漁獲量

単位:kg

	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年
アサリ	21,004	202,611	299,830
トリ貝	2,521	22,658	12
コウナゴ	0	0	0
カタクチイワシ	11,147,370	8,160,180	7,211,340
マイワシ	2,076,110	3,172,418	45,090
カタボシイワシ	0	0	78,390
黒のり	1,135,620	657,030	1,066,774

資料:鈴鹿市漁業協同組合



のり



あさり

(3)畜産業に関する現状

採卵鶏は減少傾向にありますが、鶏卵は東海3県で1位の産出額となっています。近年では豚の飼養頭数が増加しています。

■年度別飼養頭数

単位:頭・羽

	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年
採卵鶏	1,903,977	1,876,303	1,813,575
豚	6,987	7,292	10,935
乳用牛	591	568	497
肉用牛	979	949	907

資料:北勢家畜保健衛生所



鶏卵



豚

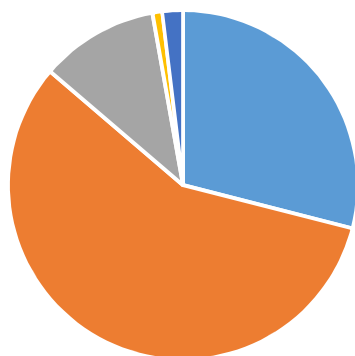
2 地産地消に関する市民アンケートの結果

本計画を策定するにあたり、鈴鹿市公式LINEを活用しアンケート調査を実施しました。アンケート調査結果からは「地産地消」をすでに実践している、または実践しようと思う人は全体の86%であり、地産地消に対する意識が高まっています。

また、地産地消を推進するためには、全体の80%以上の人が「量販店で地元産品の取扱量を増やす」と回答しています。

- ◆調査対象 鈴鹿市公式LINE登録者(市内在住) 3,732名
- ◆調査期間 2023(令和5)年4月14日～2023(令和5)年4月28日
- ◆回答数 772名(回答率 20.7%)

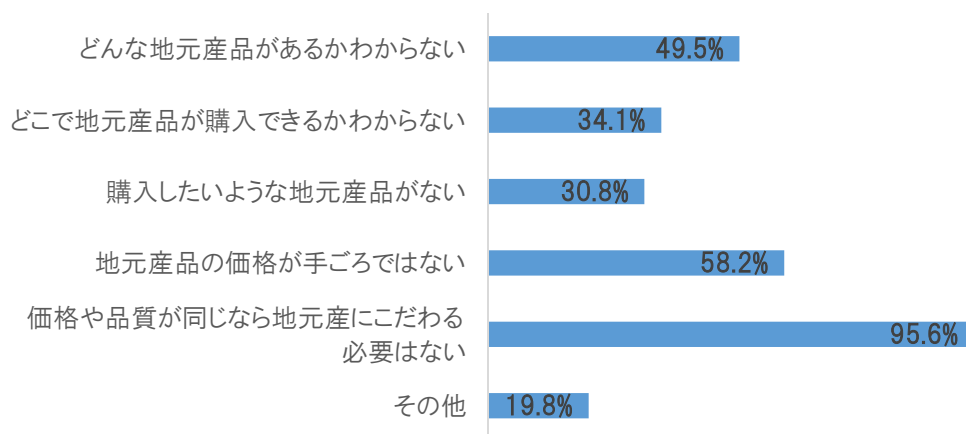
■地元産品を購入して「地産地消」を実践しようと思うか



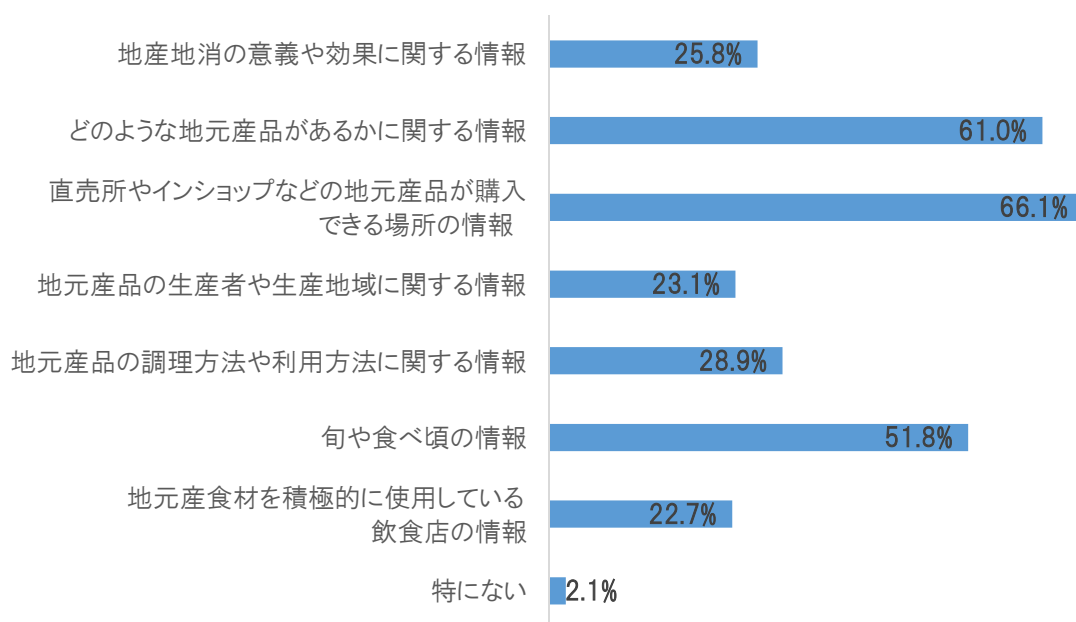
■ そう思い、すでに実践している	28.9%
■ そう思う	57.1%
■ あまり思わない	10.9%
■ 全く思わない	0.9%
■ わからない	1.9%

■「地産地消」を実践しようと思わない理由はどのようなことか 【複数回答可】

(前設問で「あまり思わない」、「全く思わない」と回答した方が対象)

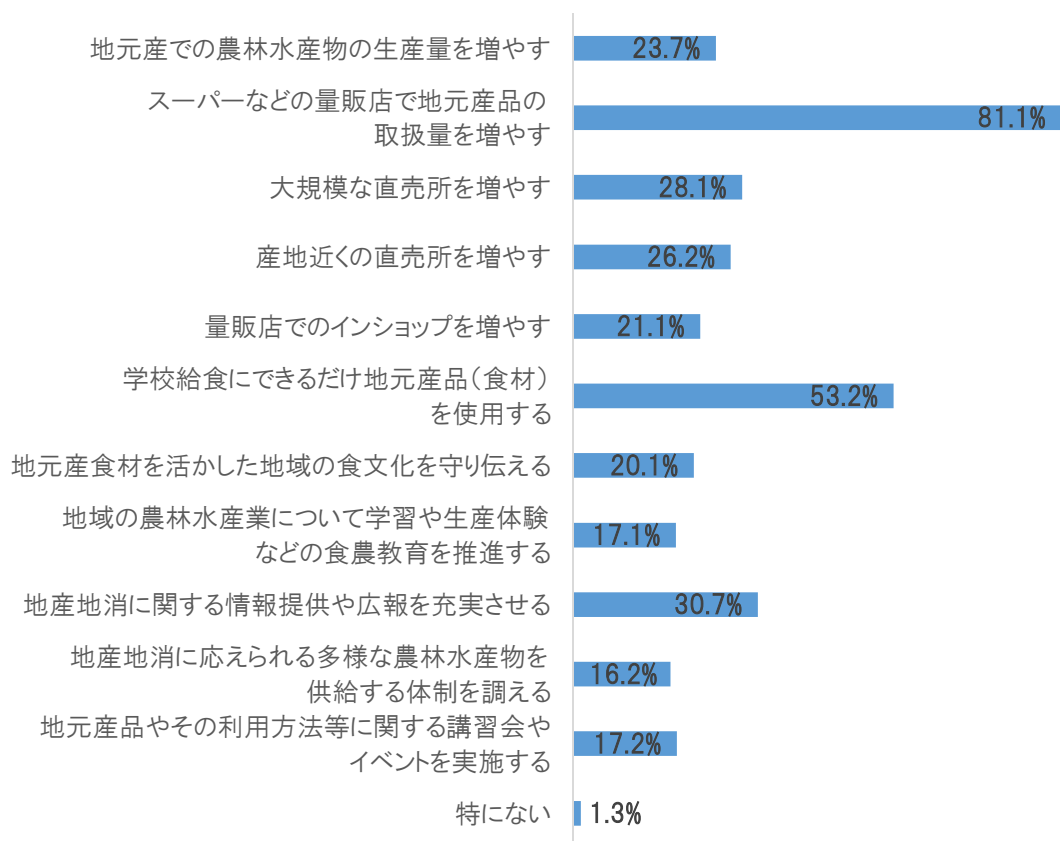


■どのような情報があれば「地産地消」に取り組みやすくなるか 【複数回答可】



■「地産地消」をより進めるためには、どのような取組が効果的だと思うか

【複数回答可】



これまでの取組の結果

前計画では次の目標値を定めて、各施策を実施しました。その結果、各項目の実績値（直近値）は次のとおりでした。

■利用権（賃貸借、使用貸借）設定面積

単位：ha

項目	計画策定時 2018 年度	目標値 2023 年度	実績値 2022 年度
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権（賃貸借、使用貸借）新規設定面積	177.7	200.0	129.5

■直売所利用者の拡大

単位：人

項目	計画策定時 2018 年度	目標値 2023 年度	実績値 2022 年度
JA 鈴鹿経営の農産物直売所出荷者数	568	600	643

■認定農業者数

単位：人

項目	計画策定時 2018 年度	目標値 2023 年度	実績値 2022 年度
新規の認定農業者数	8	15	16

■学校給食における生鮮野菜のすずか産使用割合

単位：%

項目	計画策定時 2018 年度	目標値 2023 年度	実績値 2022 年度
中学校給食でのすずか産野菜の使用率（品目ベース）	39.1	40.0	35.5

■市ホームページへのアクセス数（年間）

単位：件

項目	計画策定時 2018 年度	目標値 2023 年度	実績値 2022 年度
「農林水産業」コーナーへのアクセス数（地産地消関連ページ分）	18,493	20,000	28,654

■六次産業化の推進

単位：経営体

項目	計画策定時 2018 年度	目標値 2023 年度	実績値 2022 年度
六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定経営体数	3	5	6

本計画の施策の展開を図る上で、アンケート結果、前計画の取組状況などをふまえ、次のとおり課題を整理しました。

(1) 農業従事者の減少

農業従事者の高齢化や後継者不足により、本市の販売農家数は2010(平成22)年から10年間でおよそ42%減少しており、生産現場は非常に厳しい状況です。農業従事者不足は、遊休農地の増加にもつながっており、農産物の作付面積も減少傾向にあります。今後、高齢による離農が増加することが見込まれることから、食料安全保障の観点からも、担い手による農地の有効活用や効率化を図るとともに、デジタル技術の農業分野への応用による農作業の省力化の取組が重要です。

また、将来の農業を支える人材となる青年層の新規就農者を確保し、定着を促進することが喫緊の課題となっています。

(2) 「すずか産」農林水産物等の情報提供

市民アンケートによる意識調査の結果から、「すずか産」農林水産物に関することや直売所などの購入できる場所の情報が不足していることがわかりました。また、地産地消を実践しようと思わない理由として、「価格や品質が同じなら地元産にこだわる必要はない」が大多数の意見であったため、更なる消費拡大に向けて、提供する情報の内容や手法などについて考えていく必要があります。

(3) 環境保全に配慮した農林水産業の取組

「食」の安全性への関心が高い中、新鮮で安心な農林水産物を求める消費者が増えていきます。また、生産面については、農林水産省が、農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現を目指す「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿としてCO₂のゼロエミッションのほか、化学農薬や化学肥料の低減、有機農業の取組面積の拡大などの目標を掲げました。しかし、環境保全に配慮した生産を行うことで、作業時間や生産コストの増加、生産物の収量の減少などのリスクも懸念されるため、持続可能な取組について検討の必要があります。

(4) 学校給食における活用

全市立幼小中学校において、「すずか産」農林水産物を積極的に利用しよう努めていますが、農業従事者の減少や気象状況の変化により安定的な確保が難しい状況であり、利用率が緩やかに低下しています。今後は、納入業者、生産者と連携しながら旬の農林水産物の継続的な使用を促進していくことが重要です。

第3章

地産地消推進の施策と展開

I 消費者ニーズに対応した「すずか産」農林水産物の

生産拡大・流通促進

本市では引き続き、鈴鹿農業協同組合（JA 鈴鹿）、鈴鹿市漁業協同組合などの関係機関と連携し、省力化・高品質化の実現に向けた生産者への支援を行うとともに、多様な担い手の確保と育成に取り組めます。

さらに、付加価値の高い農林水産物による生産体制の強化を図り、また、スマート農業を含む農業 DX の導入や農業生産基盤の整備に取り組むなど、消費者が求める「すずか産」農林水産物の生産拡大・安定供給を目指します。

（1）「すずか産」農林水産物の生産拡大

生産者や関係機関と協力し、地域に適した「すずか産」農林水産物の生産拡大と安定供給に向け、生産者等へ支援を行います。

▶ 主な取組

- ・農業機械、施設整備のための各種補助事業活用の支援
- ・農地の集積・集約化の促進
- ・スマート農業技術の活用促進と活用できる人材の育成
- ・水産資源の保護・育成



ドローンによる薬剤散布



アサリの移植放流

(2) 競争力のある総合産地づくり

付加価値のある農林水産物の生産を通じて、競争力のある農林水産業の総合産地化を図ります。

▶ 主な取組

- ・既に産地として評価がされている農林水産物(茶・植木・海苔・アサリ)の生産振興
- ・新たな地域特産物の発掘
- ・地域特産物の知名度上昇の促進
- ・すずか応援寄附金の返礼品への出品の促進
- ・直売所の充実・利用促進に向けた情報発信

(3) 担い手の確保・育成

担い手の育成や新規参入者への支援を行うとともに、多様な人材の農業参画を促進し、持続可能な農林水産業の維持・発展を目指します。

▶ 主な取組

- ・認定農業者^{※7} 制度の普及促進
- ・各種補助事業を活用した新規参入者の経営基盤強化と定着への支援
- ・制度資金を利用している農業や漁業の担い手に対する支援
- ・障がい者の農業分野での就労拡大など農福連携の促進
- ・外国人労働者も含めた多様な雇用労働力の確保の促進

(4) 生産基盤の保全

適切な農業生産が持続的に行われるよう優良農地の確保を図ります。

▶ 主な取組

- ・遊休農地の発生抑制と再生活動の支援
- ・鳥獣被害防止対策の推進
- ・農業生産基盤の整備及び農道・水路などの農業用施設等の適切な維持・更新

■ 主な取組目標

項目	現状 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
新規の認定農業者数	16 人/年	20 人/年

2 安全・安心な「すずか産」農林水産物の生産・消費の推進

本市では、消費者が求める安全・安心な「すずか産」農林水産物を提供するため、関係機関と連携して、生産者が行う環境保全に配慮した取組や安全性を確保するための取組を支援します。

(1) 安全・安心な農林水産物の生産・消費の拡大

安全・安心な「すずか産」農林水産物を消費者に提供するため、緑肥や堆肥を利用し化学肥料を削減するなど、環境負荷の低減に配慮した持続的な農業を確保するための取組を推進します。

▶ 主な取組

- ・みどりの食料システム戦略に基づいた環境保全型農業の取組に対する支援
- ・「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度^{※8}」の取得の促進
- ・GAP^{※9}、有機JAS^{※10}の取得の促進
- ・食の安全性や減農薬栽培に関する情報発信
- ・家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組の推進
- ・農業等の衛生管理の促進

■ 主な取組目標

項目	現状 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
みえの安心食材表示制度認定食材件数	52 件	60 件



みえの安心食材マーク



緑肥を使ったほ場

3 学校給食における「すずか産」農林水産物の活用促進

学校給食で、「すずか産」農林水産物を活用することは、地域の農林水産業や伝統的な食文化について学ぶ機会となり、また、近くの生産者が農林水産物を供給していることから、生産者への感謝の気持ちを育むなどの効果が期待できるため、「すずか産」農林水産物の学校給食への活用を促進します。

(1) 「すずか産」農林水産物の活用促進

関係機関が連携し、安定供給ができる体制づくりを行い、旬の「すずか産」農林水産物を活用するなど、更なる使用率向上を目指します。

▶ 主な取組

- ・旬を感じる「すずか産」農林水産物を取り入れた献立づくりの推進
- ・米飯給食の「すずか産」コシヒカリの100%使用の継続
- ・学校給食食材の安定供給に向けた支援



地元食材を使った学校給食

(2) 「すずか産」農林水産物に関する情報の共有

生産者、納入業者、栄養教諭(学校栄養職員)などが情報交換を行い、積極的な「すずか産」農林水産物の活用に向けた情報の共有を図ります。

▶ 主な取組

- ・各種会議への生産関係者等の参加促進

■ 主な取組目標

項目	現状 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
中学校給食でのすずか産野菜の使用率 (重量ベース)	34.6%	40.0%

農林水産業が活発な産業である本市では、「すずか産」農林水産物を活用した食育の取組を推進します。

また、関係機関や消費者団体、生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食と農に関する学習機会などを提供することで、食農教育の推進を図ります。

(1) 食育活動の推進

家庭、学校、地域、各種団体等が連携・協力し、幅広い層に向けた多様な食育活動の充実を図ります。

▶ 主な取組

- ・「すずか産」農林水産物に関する食育情報の発信
- ・郷土料理や伝統料理の継承
- ・お茶のお話し会などの出前講座の開催
- ・学校給食に関するレシピや生産者の紹介などの情報提供
- ・活動機会の提供



お茶のお話し会

(2) 食農教育の推進

食育活動に加え、農業や地域に関する知識や体験などを含む食農教育の取組を推進します。

▶ 主な取組

- ・農林漁業を体験できる機会の提供
- ・地元食材を使った料理教室の開催
- ・ふれあい農園(市民農園)の情報提供
- ・災害時の食と農について考える機会の提供



五平餅づくり教室

■ 主な取組目標

項目	現状 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
ふれあい農園の利用率	93.2%	95.0%

「すずか産」農林水産物の情報提供・地産地消のPR

生産過程の情報や消費者のニーズをお互いに知ることは地産地消を促進するための第一歩となります。市内で生産される農林水産物や特産加工品、生産者の情報をホームページなどで発信するとともに、各種イベント時にPRすることで、地産地消の意識の醸成と地域内流通の促進を図ります。

(1) 情報の発信

特産物や旬の「すずか産」農林水産物などの情報を積極的に発信します。

▶ 主な取組

- ・地産地消特設サイト「大好きすずか産」やSNSを活用した情報発信
- ・各種イベントや店舗等での効果的なPRの実施

(2) 生産者と消費者の交流

農林水産物関係のイベントを活用し、生産者と消費者との交流を図り、結び付きと相互理解の増進を図ります。

▶ 主な取組

- ・地産地消特設サイト「大好きすずか産」による生産者情報の発信
- ・「購入できる」イベントを通じた交流の促進



地産地消特設サイト「大好きすずか産」

<https://www.city.suzuka.lg.jp/suzukasan/index.html>

(3) 地産地消啓発活動の実施

地産地消をより多くの人に知ってもらい、実践してもらえるよう啓発活動に取り組みます。

▶ 主な取組

- ・学校と連携した若年層への地産地消の意識の醸成
- ・YouTube や SNS などの各種情報媒体を活用した情報発信
- ・地産地消推進ロゴマークを活用した啓発活動
- ・地産地消特設サイト「大好きすずか産」の情報の拡充
- ・関係機関等が実施するイベント等の情報発信

■ 主な取組目標

項目	現状 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
市ホームページ(地産地消関連ページ)へのアクセス数	28,654 件/年	35,000 件/年



イベントでのPR



～大好き「すずか産」～ ポスター展

6 六次産業化の推進

本市が推進していく六次産業化^{※11}は、農林水産業者などが「すずか産」農林水産物を利活用し、その付加価値を高めるために主体的に経済活動を行うことにより、自立を促していくことです。そして、地産地消を推進し、最終的には地域外への競争力が発揮できるように取り組めます。

(1) 付加価値の向上と販路の拡大

「すずか産」農林水産物を活用した加工品など六次産業化を目指す農林水産業者を総合的に支援できるよう、関係機関と連携を図ります。

▶ 主な取組

- ・すずか応援寄附金の返礼品への出品の促進
- ・六次産業化の取組への支援(総合化事業計画^{※12}の認定の推進)
- ・六次産業化商品に関する情報発信
- ・六次産業化による農林水産業経営に関する情報の提供



2022(令和4)年
JA 鈴鹿六次産業化商品
第9弾「白ねぎコロッケ」

■ 主な取組目標

項目	現状 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定経営体数	6経営体	8経営体

● 総合化事業計画の認定(2020(令和2)年以降)

2020(令和2)年9月認定

株式会社エッグハウス川北

こだわり卵及びたまご屋さんが作った洋菓子による新たな販路
開拓事業



たまごジャム

2022(令和4)年3月認定

YOU 農園株式会社

全世代向け農業系テーマパーク事業の一環としての、イチゴ及
びイチジク等を使ったカフェメニュー等の開発・加工・販売事業



いちごクレープ

第4章

計画の推進

1 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとしていくために、「計画の策定・PLAN」「計画の実施・DO」「計画の評価・CHECK」「計画の改善・ACTION」に基づくPDCAサイクルを基本に進行管理をしながら、農林水産物の魅力向上に向けて、推進していきます。



2 計画の推進体制

地産地消を推進するためには、本市だけでなく、生産者、消費者、事業者及び関係機関が取り組む必要があります。その取組は、関係者が独自に行うものではなく、相互に連携・協力することで、効果的な地産地消の推進が期待でき、市民が生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性を育むことが可能となります。

本市は、計画推進に向けた取組について、「すずかの地産地消推進条例」第10条の規定に基づく「鈴鹿市地産地消推進協議会」へ報告し、推進協議会では、それぞれの取組の進捗状況を確認し、評価や今後の取組等について協議を行います。

(1)生産者の役割

生産者は、その生産する農林水産物などが市民の健康を支えていることを自覚し、「すずか産」農林水産物の安定供給とその品質に関する情報を消費者に提供するように努めます。

また、イベントや農林水産物直売所における消費者との交流を通して相互理解の促進に努めます。

(2)消費者の役割

消費者は、農林水産物等に関する情報や生産者との交流などから「食」と「農林水産業」を理解し、「すずか産」農林水産物やその加工品を優先的に使用するように努めます。

(3)事業者の役割

事業者は、生産者及び消費者と連携し、地産地消の推進に取り組み、「すずか産」農林水産物やその加工品の流通・利用拡大などに努めます。

(4)市の役割

市は、地産地消の普及啓発や各事業の活動支援に取り組み、地産地消が地域の活性化に繋がるよう、地産地消の推進に関する施策を実施します。

<参 考>

- 用語の解説
- すずかの地産地消推進条例
- 鈴鹿市地産地消推進協議会委員名簿
- 鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク

○ 用語の解説

- ※1 **田んぼダム**： 水田からの流出量を抑制するための堰板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけて排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えるための取組
- ※2 **SDGs**： Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015(平成27)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンタ」に記載された、17のゴール及び169のターゲットから成る国際的な開発目標
- ※3 **みどりの食料システム戦略**： 2021(令和3)年に農林水産省が策定した、持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための政策方針
- ※4 **農業 DX**： ロボット、AI、IoT などのデジタル技術を活用し、データ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業への変革
- ※5 **海底耕うん**： 海底をかくはんすることで底質を改善し、生物の生息環境を良好に保つ取組
- ※6 **販売農家**： 経営耕地面積が30a以上又は農林業センサス調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
- ※7 **認定農業者**： 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた個人・法人
- ※8 **人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度**： 食の安全・安心を確保する生産管理により生産した農畜林産物について、生産方法や生産履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物に「みえの安心食材」マークを表示する三重県独自の制度
- ※9 **GAP**： Good Agricultural Practices(農業生産工程管理)の略。農業生産において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組
- ※10 **有機 JAS**： Japanese Agricultural Standards(日本農林規格)の略。JAS法に基づき、「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度
- ※11 **六次産業化**： 一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組
- ※12 **総合化事業計画**： 生産者などが主体となって農林水産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動の計画

○ すずかの地産地消推進条例

平成 23 年2月 25 日条例第1号

鈴鹿市は、自然に恵まれ、海の幸や大地の恵みが市民の命を育んでいるまちです。鈴鹿山脈からの清らかな水と豊富な地下水は、農業や畜産業を支え、伊勢湾の豊かな漁場を保つ大切な役割を担っています。

このような自然環境のもとで生産される食材が生産者の顔の見える形で届けられることは、私たちに安心できる食生活と、心と体の健康をもたらします。

私たちにはこの豊かな恵みを財産として次世代へとつなぐ責務があります。

そのために、私たちは食の持つ意味を考え自ら学び行動します。子どもたちには自然や生産者と触れ合う地産地消を通して命と食の大切さを知る食育の推進を図ります。

私たちは地産地消を自らの生活に取り入れる努力を行い、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明確にし、相互に協力して地産地消の推進を図り、もって市民の健康的な生活に資するため、ここに「すずかの地産地消推進条例」を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、鈴鹿市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところとします。

- (1) 市民 鈴鹿市に暮らす人のほか、鈴鹿市にかかわるすべての個人をいいます。
- (2) 農林水産物等 農産物、畜産物、林産物及び水揚げされた水産物並びにこれらを加工した食品をいいます。
- (3) 地産地消 身近な地域で生産された農林水産物等を市内で消費することをいいます。
- (4) 食育 豊かな人間性を育み、生きる力、食に関する知識及び食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。
- (5) 生産者 市内で農林水産物等(加工した食品を除く。第5条において同じ。)を生産する者をいいます。
- (6) 消費者 市内で農林水産物等を消費する者をいいます。
- (7) 事業者 市内で食品の製造、加工、流通若しくは販売又は飲食の提供を業として行う者をいいます。

（基本理念）

第3条 生産者、消費者、事業者及び市は、本市の農林水産物等及び食の安全性等に関する情報を積極的に交換し、相互に協力しながら地産地消を推進するものとします。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、生産者、消費者及び事業者と連携し、地産地消の推進に関する施策を実施するものとします。

（生産者の役割）

第5条 生産者は、自ら生産する農林水産物等が市民の健康を支えていることを認識し、農林水産物等の安全性の確保を図り、適切な情報の提供に努めます。

（消費者の役割）

第6条 消費者は、農林水産物等の生産、流通、消費等に関心を持ち、身近な地域で生産された農林水産物等を食生活に積極的に取り入れるよう努めます。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、安全で新鮮な身近な地域の農林水産物等を積極的に取り扱い、生産者と消費者をつなぐ役割を認識して地産地消の推進に努めます。

（食育との整合）

第8条 市は、地産地消の推進に当たっては、食育基本法（平成17年法律第63号）に定める食育に関する基本的施策と整合を図りながら、効果的に実施するものとします。

（推進計画）

第9条 市は、地産地消を計画的に推進するため、地産地消推進計画を策定するものとします。

（推進体制）

第10条 市は、地産地消を推進するために生産者、消費者、事業者、関係行政機関の職員等で構成する推進体制の整備を行うものとします。

（財政支援）

第11条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の支援に努めます。

(見直し)

第 12 条 この条例は、施行後4年を超えない期間ごとに、必要な場合は見直すこととします。

附 則

この条例は、平成 23 年4月1日から施行します。

○ 鈴鹿市地産地消推進協議会委員名簿

2023(令和5)年 11 月 18 日現在

役 職	氏名(敬称略)	団体役職等
会 長	内山 智裕	東京農業大学 国際食料情報学部 アグリビジネス学科 教授
副会長	林 直樹	鈴鹿農業協同組合 常務理事
委 員	市場 早紀	鈴鹿市 PTA 連合会 広報部 副部長
委 員	上田 みね子	Agri ロマン鈴鹿 副会長
委 員	大泉 守	株式会社北勢青果商連合 代表取締役社長
委 員	大野 久美子	鈴鹿市農業委員会 委員
委 員	垣内 貴文	鈴鹿市漁業協同組合 参事
委 員	小坂 敏	四日市合同青果株式会社 代表取締役社長
委 員	田中 淳一	鈴鹿市議会産業建設委員会 委員長
委 員	濱口 好子	鈴鹿市食生活改善推進協議会 副会長
委 員	樋口 よしゑ	鈴鹿市生活学校 会長
委 員	森下 晃	鈴鹿商工会議所飲食部会 部会長

○ 鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク



鈴鹿市地産地消推進
ロゴマーク

中央の青色は伊勢湾と鈴鹿山脈、茶色のラインは肥沃な大地、さらに全体のシルエットは、鈴鹿市を表す鈴を表現しています。豊かな自然の中で生まれた「すずか産」農林水産物を鈴鹿市全体で支え、応援することで、「すずか産」への愛着を表す緑の新芽が天に向けて大きく伸びていき、生産者、消費者、事業者そして行政が一体となった地産地消活動を推進するイメージを象徴しています。

鈴鹿市地産地消推進計画

（発行日） 令和6(2024)年●月

（発行） 鈴鹿市

（編集） 産業振興部農林水産課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-9017 FAX 059-382-7610

E-mail norin@city.suzuka.lg.jp

URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>

